【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【会社名】	フルハシＥＰＯ株式会社
【英訳名】	FULUHASHI EPO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　山口　直彦
【本店の所在の場所】	名古屋市中区金山一丁目13番13号
【電話番号】	052-324-9088(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　兼　総務部長　上野　徹
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区金山一丁目13番13号
【電話番号】	052-324-9088(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　兼　総務部長　上野　徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　1,418,300,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目８番20号)

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,300,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) １．本有価証券届出書による当社普通株式(以下「本株式」といいます。)の募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2026年11月19日付の取締役会決議によります。
２．当社と割当予定先であるＴＲＥホールディングス株式会社(以下「ＴＲＥホールディングス」又は「割当予定先」といいます。)は、2026年11月19日付で資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)に係る契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。本資本業務提携契約の概要については、後記「第３　第三者割当の場合の特記事項　１　割当予定先の状況　(2) 割当予定先の選定理由」をご参照ください。
３．振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

２ 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	1,300,000株	1,418,300,000円	709,150,000円
一般募集	―	―	―
計(総発行株式)	1,300,000株	1,418,300,000円	709,150,000円

(注) １．第三者割当の方法によります。
２．発行価額の総額は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本第三者割当増資に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は709,150,000円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,091円	545.5円	100株	2026年12月７日	―	2026年12月７日

(注) １．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本第三者割当増資に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は１株あたり545.5円です。
３．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出書の効力発生後、ＴＲＥホールディングスと当社との間で、本株式に係る総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
４．本有価証券届出書による届出書の効力発生後、払込期日までにＴＲＥホールディングスとの間で総数引受契約を締結しない場合、本株式の発行は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
フルハシＥＰＯ株式会社	愛知県名古屋市中区金山一丁目13番13号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行　名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦２丁目14番19号

３ 【株式の引受け】

該当事項はありません。

４ 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,418,300,000円	10,000,000円	1,408,300,000円

(注) １．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザリー費用(弁護士費用など)、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、その他手数料等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額1,408,300,000円については、建物の解体現場等から発生する木質廃棄物の処理を受託し、紙・パルプや木質繊維板等の原料、並びにバイオマスボイラーやバイオマス発電所向けの燃料として再資源化し販売する事業(以下「バイオマテリアル事業」といいます。)における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金として、2030年３月期までに1,408,300,000円を充当する予定であります。

なお、現時点において、工場新設の具体的な内容及び金額について決定したものではなく、当社の成長戦略(バイオマテリアル事業における処理量増加)に合致する案件が具体化した場合に、投資資金として充当する予定です。2030年３月末までに未充当額が生じた場合については、バイオマテリアル事業における当社の持続的成長に向けた既存設備の拡充資金に充当する予定であります。

(注) 当社は本第三者割当増資により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

2026年11月19日現在

ａ．割当予定先の概要	名称	ＴＲＥホールディングス株式会社	
	本店所在地	東京都港区芝浦一丁目１番１号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 第５期(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日) 2026年６月19日に関東財務局長に提出 (半期報告書) 第６期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日) 2026年11月13日に関東財務局長に提出	
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社はＴＲＥホールディングス株式会社の子会社である市原グリーン電力株式会社へ木質チップの販売を行っております。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、「世のため　人のため　地球のため　社員のため　持続可能な社会を創造します」という経営理念のもと、建物の解体現場等から発生する木質廃棄物の処理を受託し、紙・パルプや木質繊維板等の原料、並びにバイオマスボイラーやバイオマス発電所向けの燃料として再資源化し販売するバイオマテリアル事業、建設現場から生じる建設副産物の再資源化事業等を、中日本エリアを基盤に東日本エリアにも展開しています。また、現中期経営計画(2025年３月期～2030年３月期)「Fuluhashi Sustainable Plan 2030」において、「木質資源を軸にしたサーキュラーエコノミー・再生可能エネルギー時代の牽引」を掲げ、木質バイオマスの量的拡大を着実に進めていくことで持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

昨今の国内木質バイオマス業界は、循環型社会の実現に向けた社会的役割が高まる一方で、運送費等の事業コストの急激な上昇に直面しております。さらに、地域ごとの需給ギャップやＦＩＴ制度の見直しをはじめとした脱炭素政策の対応を背景に大きな転換期を迎えております。

このような経営環境のなか、さらなる成長戦略のため当社及びＴＲＥホールディングスは、業界の枠組みを超えた連携プラットフォーム構想「ＢＡＪ(バイオマス・オール・ジャパン)プロジェクト」を立ち上げるに至りました。本プロジェクトは、全国の木質バイオマス関連事業者との連携を通じて、物流サプライチェーンの最適化や各社拠点の相互利用を通じた運搬コスト及びCO2排出量の大幅な削減、並びに安定的かつ効率的な燃料チップ供給体制の確立を目指すものであります。

この度、当社及びＴＲＥホールディングスは、両社の事業戦略や今後の事業基盤の有効活用について協議を重ねる中で、両社がそれぞれの事業活動において長年築き上げてきた信頼と実績を元に、連携を一層深化させ、本プロジェクトを継続的かつ機動的に推進していくために、資本業務提携が最も適切であり、両社の中長期的な事業価値向上を図ることができるとの認識で一致いたしました。

また、本第三者割当増資により自己資本を充実させることで、本プロジェクトの推進を図るとともに、今後の成長投資を機動的に実施できる体制を構築するものであり、当社の資本政策及び中長期的な経営戦略に合致するものと考えております。

割当予定先を選定した具体的な理由は以下のとおりです。

① 事業エリアと機能の強力な相互補完性

割当予定先は、総合的な環境・リサイクル事業において国内トップクラスの規模を誇り、東日本を主要エリアとして強固なネットワークを有しております。中部地方を主要エリアとする当社と協業することにより、物流網の相互活用による積載効率の向上、運送費用の極小化、さらには大規模災害時における迅速な相互バックアップ体制の構築など、極めて高い事業シナジーが見込めます。

② 「製造」から「利用」まで一気通貫の基盤構築

割当予定先は自社グループ内に複数の大型木質系バイオマス発電所を保有しております。当社の強みである燃料チップの「製造(木質系処理)」のノウハウと、割当予定先の「利用(発電事業)」のノウハウとを直結させることで、地域ごとの需給ギャップを解消し、木質バイオマス業界における川上から川下までの盤石な事業基盤が誕生いたします。

③ 業界再編・プラットフォーム構想に向けた長期的コミットメント

同業他社をも巻き込む事業者間ネットワークの拡大・組織化という本プロジェクトの壮大な目的を実現するためには、単なる業務レベルの協力にとどまらず、両社が価値観並びに中長期的なリスク及びリターンを共有する関係が不可欠です。上記関係として割当予定先との間に資本関係(議決権割合10.0%以上の引き受け)を構築することが、最も実効性が高く、かつ迅速にシナジーを創出できる手段であると判断いたしました。

以上の理由から、当社は割当予定先との強固な資本業務提携が、当社の競争優位性を確固たるものとし、中長期的な当社の企業価値及び既存株主の皆様の利益の最大化に大きく寄与するものと判断し、本第三者割当増資の割当先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式　1,300,000株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資による株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。当社は割当予定先より、払込期日から２年以内に本第三者割当増資により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2026年11月13日に関東財務局長に提出した第６期半期報告書における連結財務諸表により、本第三者割当増資の払込みについて十分な現金及び現金同等物、並びにその他流動資産を保有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、ＴＲＥホールディングスが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日2026年６月23日)に記載されている「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を東京証券取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当社普通株式に譲渡制限は付されていません。

３ 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の払込金額は、資本業務提携の相手方である割当予定先と協議・交渉を経たうえで、1,091円と決定いたしました。

当該払込金額は、本第三者割当増資の決定に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日(2026年11月18日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値としています。取締役会決議日前日の終値を採用した理由は、当該株価が直近の市場取引を通じて形成された公正な市場価格であり、現時点における当社の客観的な企業価値を合理的に示すものと判断したためであります。

なお、上記払込金額は、本取締役会決議日の直前１ヶ月間(2026年10月19日から2026年11月18日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である1,111円(小数点以下四捨五入。以下同様。)に対し1.80%のディスカウント、本取締役会決議日の直前３ヶ月間(2026年８月19日から2026年11月18日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である1,142円に対し4.47%のディスカウント、本取締役会決議日の直前６ヶ月間(2026年５月19日から2026年11月18日まで)の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値の単純平均値である1,160円に対し5.95%のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであって、当社としては、割当予定先に特に有利な払込金額には該当しないものと判断しております。

また、2026年11月19日付の本第三者割当増資に係る取締役会決議に際して、当社監査等委員会(監査等委員である取締役４名、うち４名全員社外取締役)は、当該払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準としたうえで、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものとして、「特に有利な発行価額」には該当せず、適法かつ妥当である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量並びに株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資において割り当てる当社株式の数は1,300,000株(議決権数13,000個)の予定であり、その希薄化率は、2026年９月30日現在の発行済株式総数11,779,600株(2026年９月30日現在の総議決権数116,039個)に対して11.04%(議決権比率11.20%)となり、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「１　割当予定先の状況　(2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社は、本調達資金を活用して再資源化事業の成長投資及び事業基盤の強化を図ることにより、本プロジェクトの中長期的な収益力及び企業価値向上が期待されることから、本件による希薄化の影響は合理的な範囲内であり、既存株主の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

４ 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

５ 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社ヤマグチ	愛知県名古屋市緑区鳴海町字宿地94番地	4,260,000	36.71	4,260,000	33.01
ＴＲＥホールディングス株式会社	東京都港区芝浦一丁目１番１号	―	―	1,300,000	10.07
フルハシＥＰＯ従業員持株会	愛知県名古屋市中区金山一丁目13番13号	596,476	5.14	596,476	4.62
高取　陽子	愛知県名古屋市瑞穂区	406,304	3.50	406,304	3.15
山口　郁子	愛知県名古屋市昭和区	342,000	2.95	342,000	2.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区赤坂１丁目８番１号	256,200	2.21	256,200	1.99
山口　まどか	沖縄県沖縄市	240,000	2.07	240,000	1.86
山口　直彦	愛知県名古屋市緑区	189,524	1.63	189,524	1.47
野口　まさこ	愛知県名古屋市名東区	177,900	1.53	177,900	1.38
山口　昭彦	愛知県名古屋市昭和区	176,012	1.52	176,012	1.36
伊藤　元光	岐阜県海津市	174,320	1.50	174,320	1.35
計	―	6,818,736	58.76	8,118,736	62.92

(注) １．所有株式数、及び総議決権数に対する所有議決権数の割合については、2026年９月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
２．総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
３．割当後の所有株式数は、割当前の所有株式数に、本第三者割当増資により増加する本株式の数を加えた株式数によって算出しております。
４．割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年９月30日現在の議決権数(116,039個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(13,000個)を加算した129,039個に対する割合であります。

６ 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

７ 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８ 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第１ 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第１ 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期、提出日2026年６月16日)及び半期報告書(第80期中、提出日2026年11月12日)(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年11月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年11月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第２ 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第79期、提出日2026年６月16日)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2026年11月19日)までの間において、以下の臨時報告書を東海財務局長に提出しております。

(2026年６月24日提出の臨時報告書)

１ 提出理由

当社は、2026年６月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

２ 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年６月23日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件

山口直彦、山口昭彦、天野幹也、上野徹の各氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権・無効数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件					
山口 直彦	90,010	840	―	(注)１	可決 98.94%
山口 昭彦	90,023	827	―		可決 98.96%
天野 幹也	90,047	803	―		可決 98.98%
上野 徹	90,015	835	―		可決 98.95%

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

２．賛成割合は、小数点第３位を切り捨てて表示しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第79期)	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日	2026年６月16日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第80期中)	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	2026年11月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(ＥＤＩＮＥＴ)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)Ａ４－１に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第１ 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年６月16日

フルハシＥＰＯ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　垣　吉　登
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　敦　司

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフルハシＥＰＯ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルハシＥＰＯ株式会社及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
フルハシＥＰＯ株式会社グループは、木質系廃材のリサイクル処理受託及び木質リサイクルチップの販売を行うバイオマテリアル事業と、住宅建設現場等から排出される各種建設副産物（廃棄物）のリサイクル処理を受託する資源循環事業を主な事業としている。これら主な事業におけるリサイクル処理に伴い計上された廃棄物処理に関連する売上高は連結財務諸表注記「（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載のとおりバイオマテリアル事業において4,436,648千円、資源循環事業において1,661,047千円であり、連結売上高のそれぞれ44.3%、16.6%を占めており、フルハシＥＰＯ株式会社がその殆どを占める。 連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4会計方針に関する事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通り、廃棄物処理に関連する売上高は廃棄物処理が完了した時点で計上される。フルハシＥＰＯ株式会社が取り扱う木質系廃材や建設副産物といった廃棄物は、それらが企業等から会社へ搬入された後、木質系廃材については、破砕又は切削などの手法により、建設副産物については、選別、再資源化などの手法によりまとめて処理されていくことから、廃棄物処理が完了した時点を個別に追跡することが困難である。このため、廃棄物処理が未了であるにもかかわらず売上処理が行われ、不適切な会計期間に売上が計上されるリスクが存在する。 以上から、当監査法人は、廃棄物処理に関連する売上高の期間帰属の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、フルハシＥＰＯ株式会社の産業廃棄物処理に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 産業廃棄物処理に係る売上の計上プロセスに関連する以下の内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ●搬入された産業廃棄物の数量、単位、単価、日付などに関する情報について、ITシステムへの入力が正確であることを確認する統制 ●期末日時点で廃棄物処理が未了の数量を確認する統制 (2) 売上高の期間帰属の適切性の検討 産業廃棄物処理に係る売上高が適切な会計期間に計上されていることを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。 ●バイオマテリアル事業における期末日時点で廃棄物処理が未了の廃棄物について、当監査法人が選定した工場にて棚卸立会を実施し、売上処理が行われていないことを確認した。 ●資源循環事業における期末日時点で廃棄物処理が未了の廃棄物について、当監査法人が選定した工場にて棚卸立会を実施するとともに、在庫明細と照合した。また、二次処理委託先又は最終処分業者での廃棄物処理が未了の廃棄物については、処理状況を確かめるためマニフェスト及び在庫明細と照合し、売上処理が行われていないことを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、フルハシＥＰＯ株式会社の2026年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、フルハシＥＰＯ株式会社が2026年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月16日

フルハシＥＰＯ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲　垣　吉　登
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　敦　司

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフルハシＥＰＯ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第79期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルハシＥＰＯ株式会社の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

（廃棄物処理に関連する売上高の期間帰属の適切性）

個別財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「廃棄物処理に関連する売上高の期間帰属の適切性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「廃棄物処理に関連する売上高の期間帰属の適切性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月11日

フルハシＥＰＯ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村　哲也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大橋　敦司

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフルハシＥＰＯ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルハシＥＰＯ株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。